

經營管理權集積計画

## 1 個別項目

整 理 番 号	71	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)	(名称) 笠米市長 熊谷 盛廣							(所在地) 宮城県笠米市迫町佐沼字中江2丁目6番地1			
		経営管理権の設定する森林の森林 所有者(甲)	(氏名又は名称) [REDACTED]							(住所又は所在地) [REDACTED]			
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)													
番号	所 在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権 の開始	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づ いて行われる經營 管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ るべき金額(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	津山町柳沢字黄牛田高畑	5-126	72イ620	山林	0.09	スキ	66	公告の日より	2032.3.31	・乙は存続期間中に 間伐を1回以上実施 する事により林内環境 整備を図るものと する。 なお、施業の実施に あたっては浜畔や沢 筋における不必要な 伐採は控え、生産多 様性に配慮するもの とする。	・経営管理権に基づき乙が実施す る間伐の結果生じた木材の販売の 収益は乙のものとする。 ・乙が経営管理を行うために要し た経費は乙が負担するものとす る。ただし、森林保険を付与する 場合における保険料は除くものと する。	・乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。	
<u>0.09</u>													
<p>この計画に同意する</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 笠米市長 熊谷盛廣</p> <p>権利の設定する森林の森林所有者 (甲)</p> <p>[REDACTED]</p> <p>自署 [REDACTED]</p>													

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合は、別表とする。

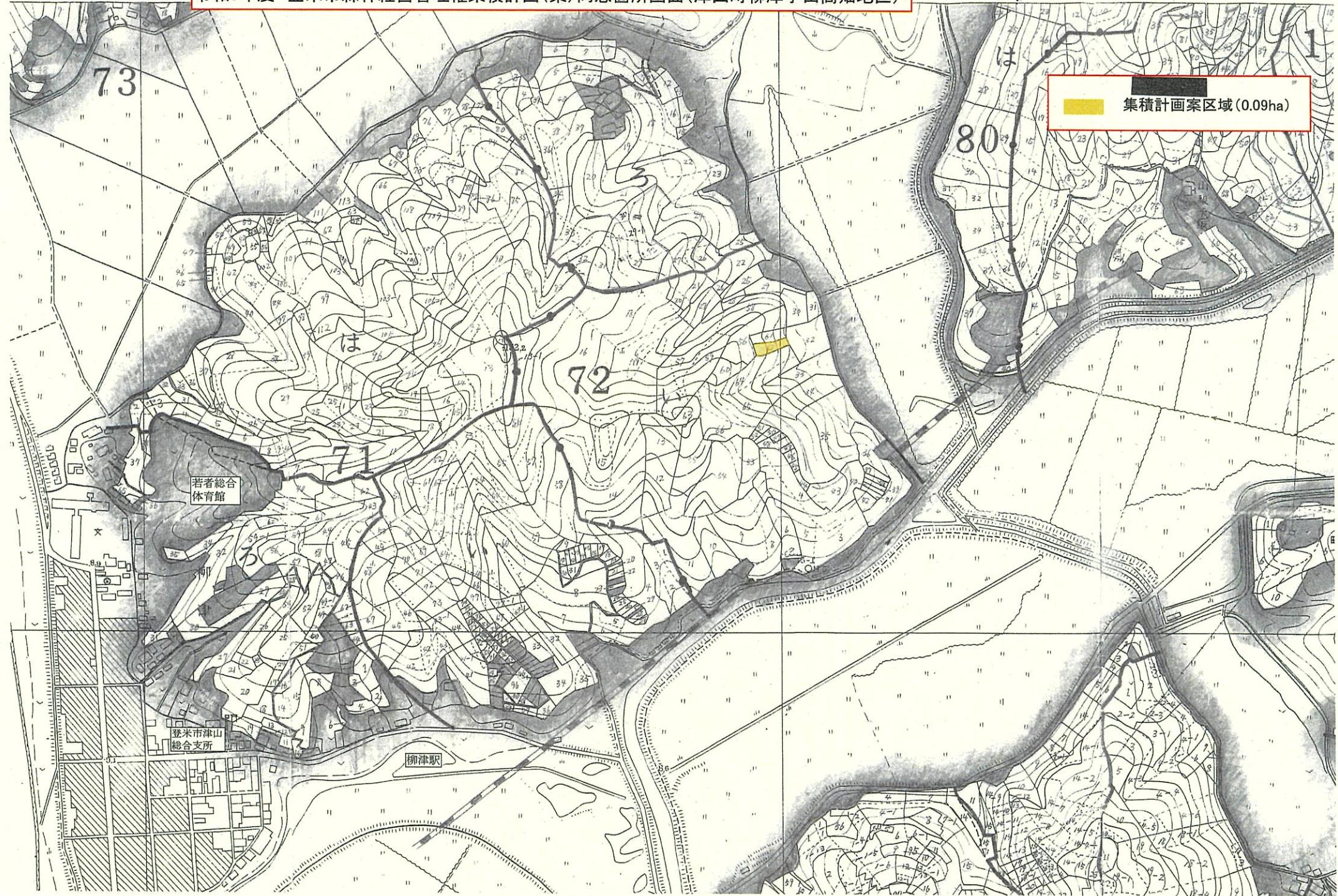
(2) 共有者不明又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権算計書の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付とともに、備考欄にその旨を記載すること。

(4) (A)欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は(1)書き下線部に記載すること。

(5) (B)欄は「〇年又は〇〇年〇〇月〇〇日までの被保険者

令和3年度 登米市森林經營管理権集積計画(案)同意箇所図面(津山町柳津字田高畠地区)



# 經營管理權集積計劃

1 個別事項

0.28

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）： 豊米市長 能谷盛慶

佳 里 (同上) 韶桂园路紫光大街中江2号及2号附1

権利の設定する森林の森林所有者（甲）

住 所

(記載注意) ( 1 ) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合は、別紙とすること。

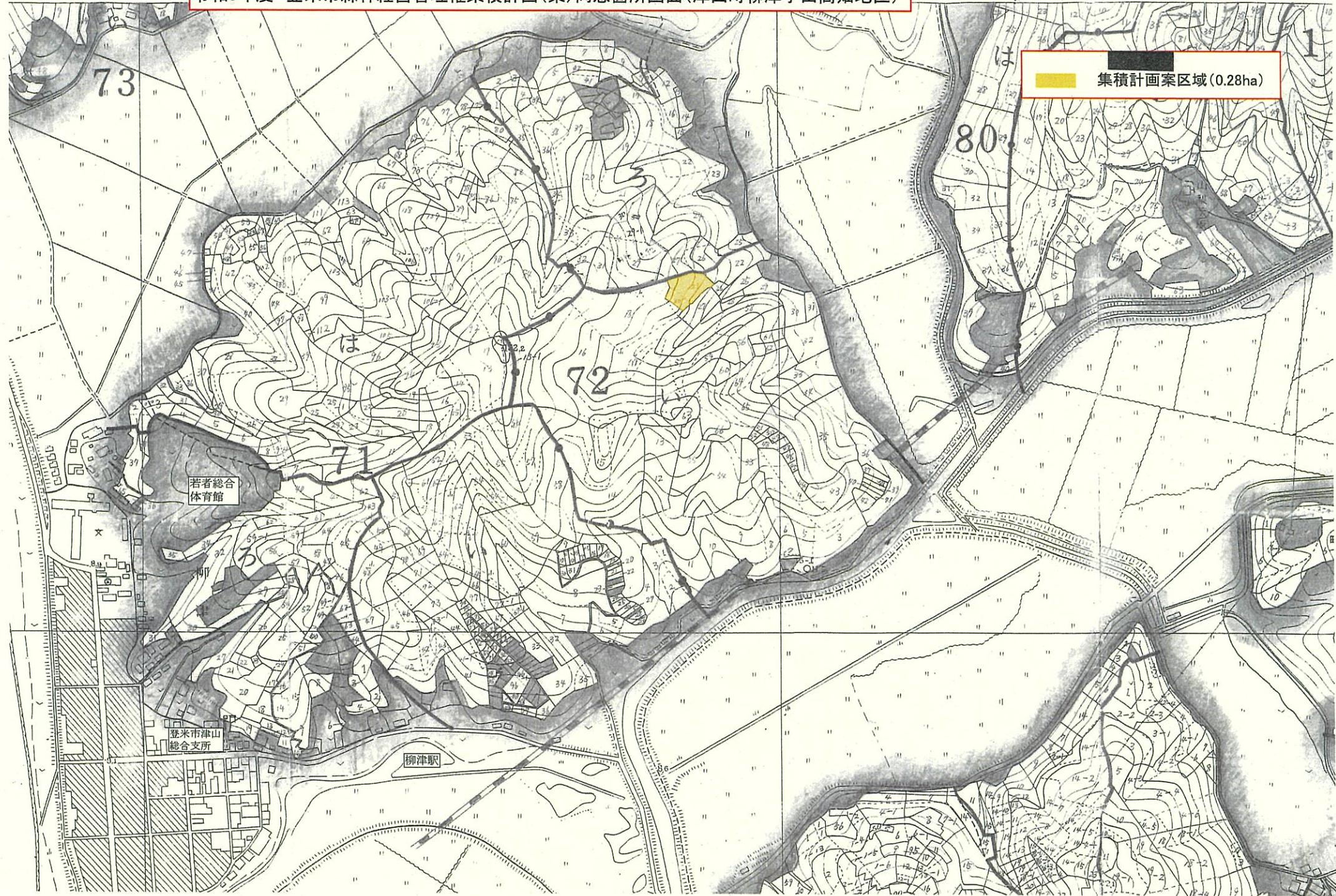
( 2 ) 共有者不明又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

( 3 ) (A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく実事と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権累積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

( 4 ) (A)欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。

( 5 ) (B)欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

令和3年度 登米市森林經營管理権集積計画(案)同意箇所図面(津山町柳津字田高畠地区)



## 經營管理權集積計画

1 個別事例

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙） 路光市長、旗谷成田

卷一  
第二章 (同上) 宋故提刑当阳郡公知州事

権利の設定する森林の森林所有者（用

卷二十一

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設立する者が異なる場合は、別箇1-1に

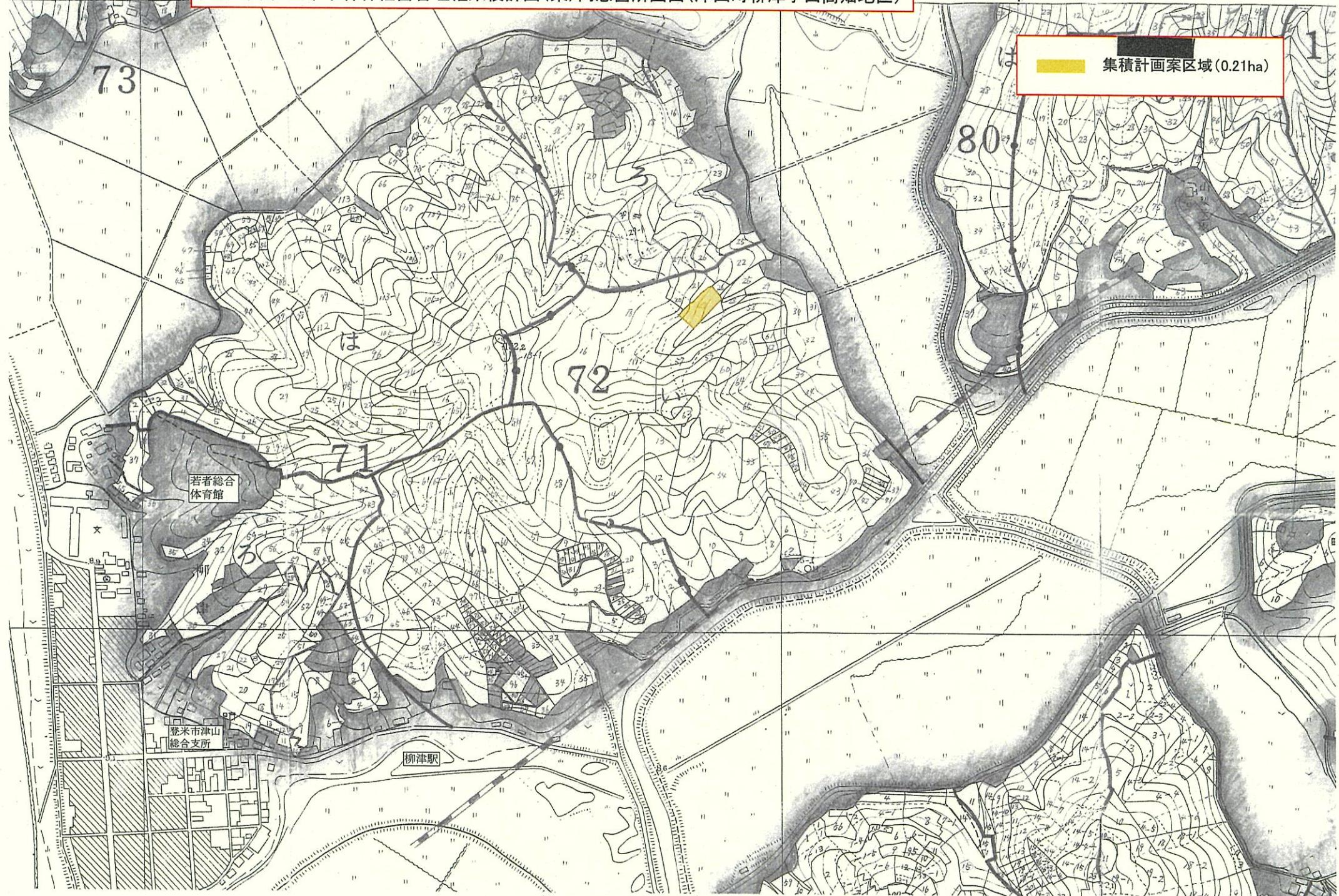
(2) 共有者不明又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の名前を記載して添付すること。

(3) (A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。なお、当該經營管理権兼積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1策の一部について經營管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付とともに、備考欄にその旨を記載すること。

(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林地に記載された内容を記載することとし、森林地と異なる場合は( )内に下記の説明を記入すること。

(5) (B)欄は「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

令和3年度 登米市森林經營管理権集積計画(案)同意箇所図面(津山町柳津字田高畑地区)



# 經營管理權集積計畫

## 1 個別事項

948

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙） 登米市署 熊谷盛慶

中　　期（四五）　　當時國務院主政取向深入大江以北

権利の設定する森林の森林所有者（甲）

佳 賦 (同上)

(記載注意) ( 1 ) この個別基項は、経営管理機を設定位する者が異なる場合は、別表にして記入する。

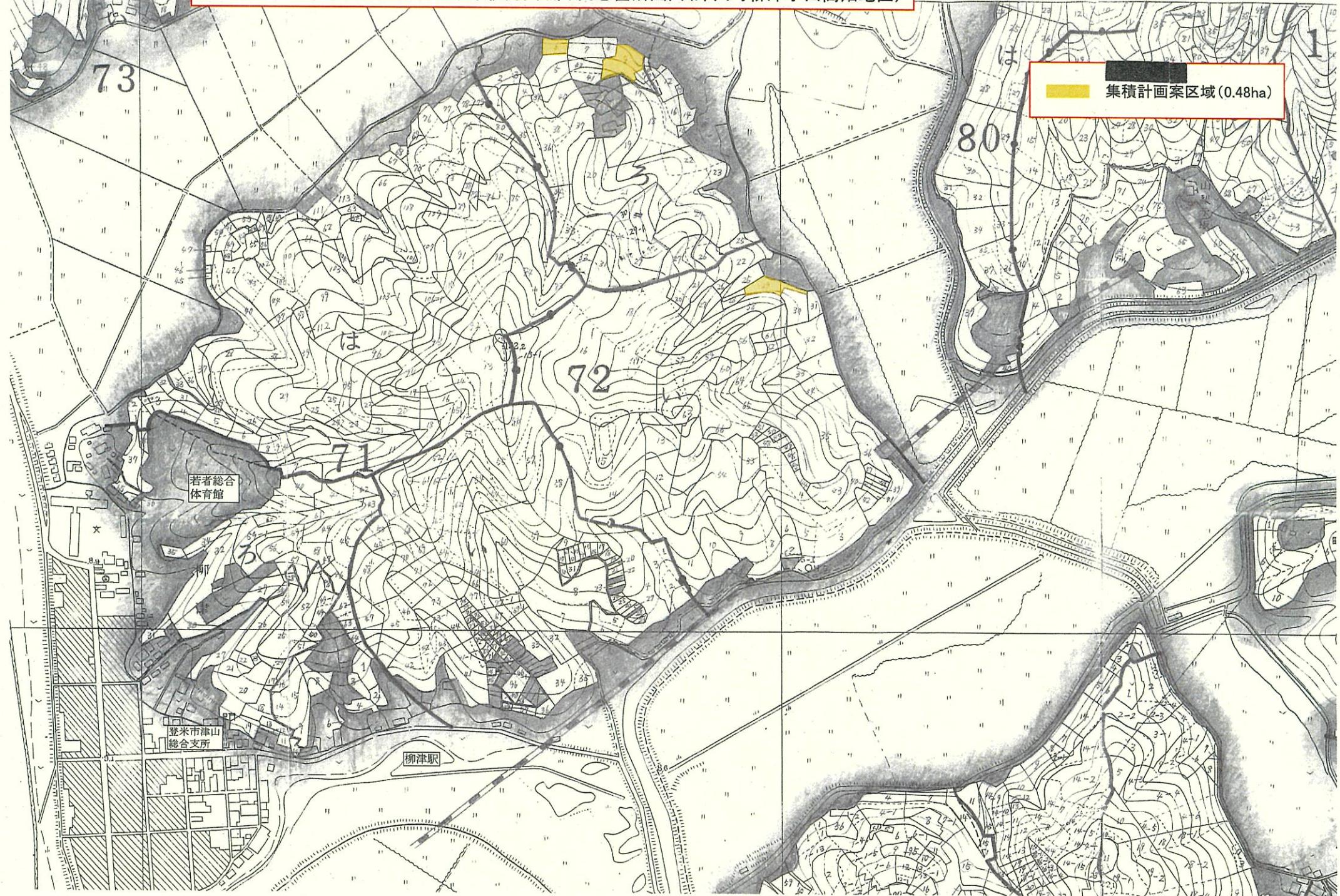
(2) 共有者不明又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の名前併せて記載すること。

(3) (A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。なお、当該經營管理権集計画面の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

(4) (A)欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林質に記載された内容を記載することとし、森林質と異なる場合は( )内に記載して下段に該当する箇所に記入することとする。

(5) (B)欄は「〇無」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載する。

令和3年度 登米市森林經營管理権集積計画(案)同意箇所図面(津山町柳津字田高畑地区)



## 經營管理權集積計畫

1 個別事項

0.35

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙） 豊岡市長 熊谷盛慶

住 命 (同上) 宜桂鳳陽北市泊駛於酒家中江2月1日6時地

### 権利の設定する森林の森林所有者（甲）

住 重 (同上)

- (記載注意) ( 1 ) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合は、別葉とすること。

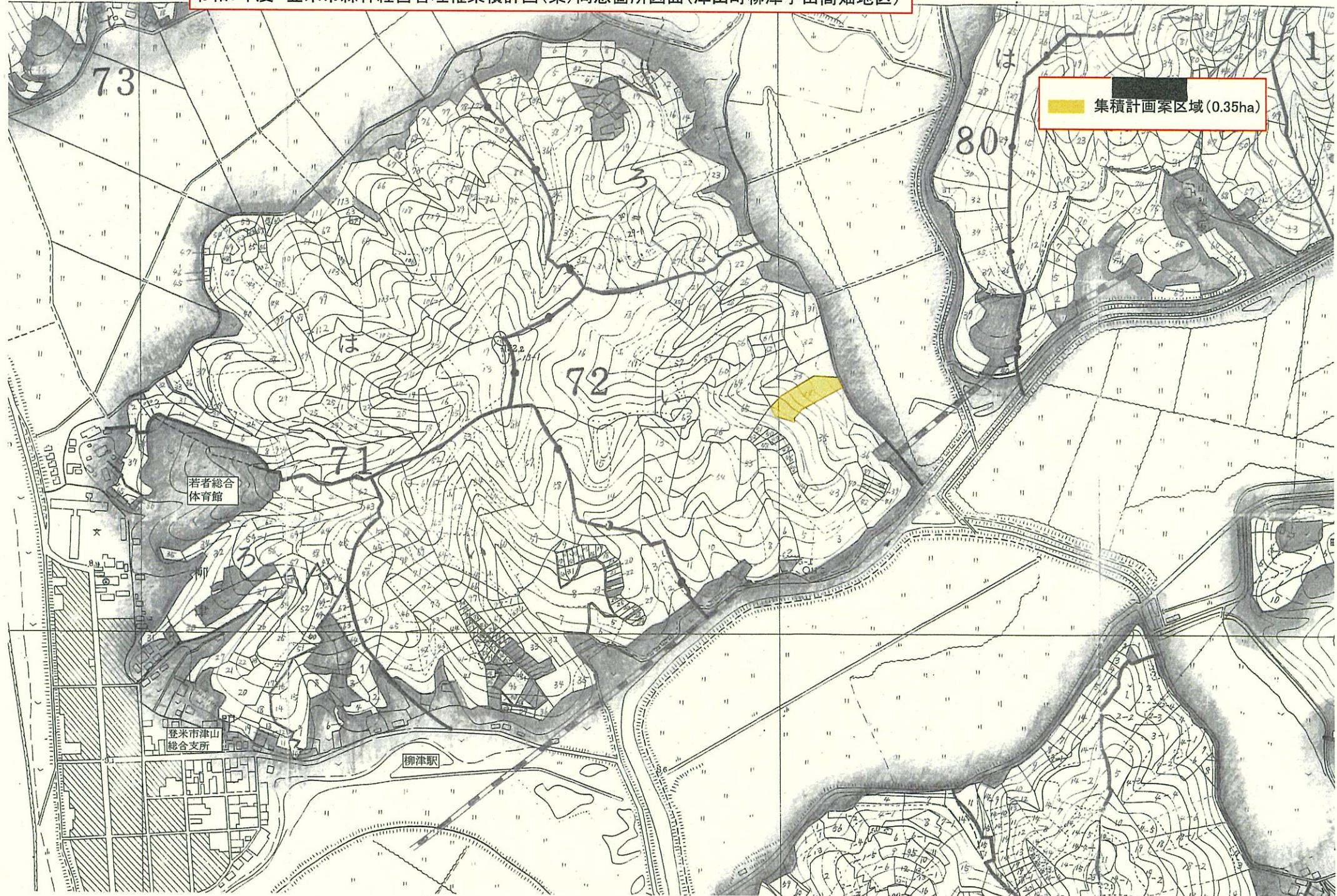
( 2 ) 共有者不明又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

( 3 ) (A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集計画面の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1章の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

( 4 ) (A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きすること。

( 5 ) (B)欄は、「〇〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

令和3年度 登米市森林經營管理権集積計画(案)同意箇所図面(津山町柳津字田高畠地区)



# 經營管理權集積計劃

### 1 個別事項

この計画に同意する

諸省の設定を認める市町村 (2)

肇尚市属·胡公威印

住 所(同上) 宮城県黒川市泊町佐沼字内江2丁目6番地

#### 権利の設定する森林の森林所有者（固有者）

## 住 所（同上）

四

- (記載注意) ( 1 ) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合は、別葉とすること。

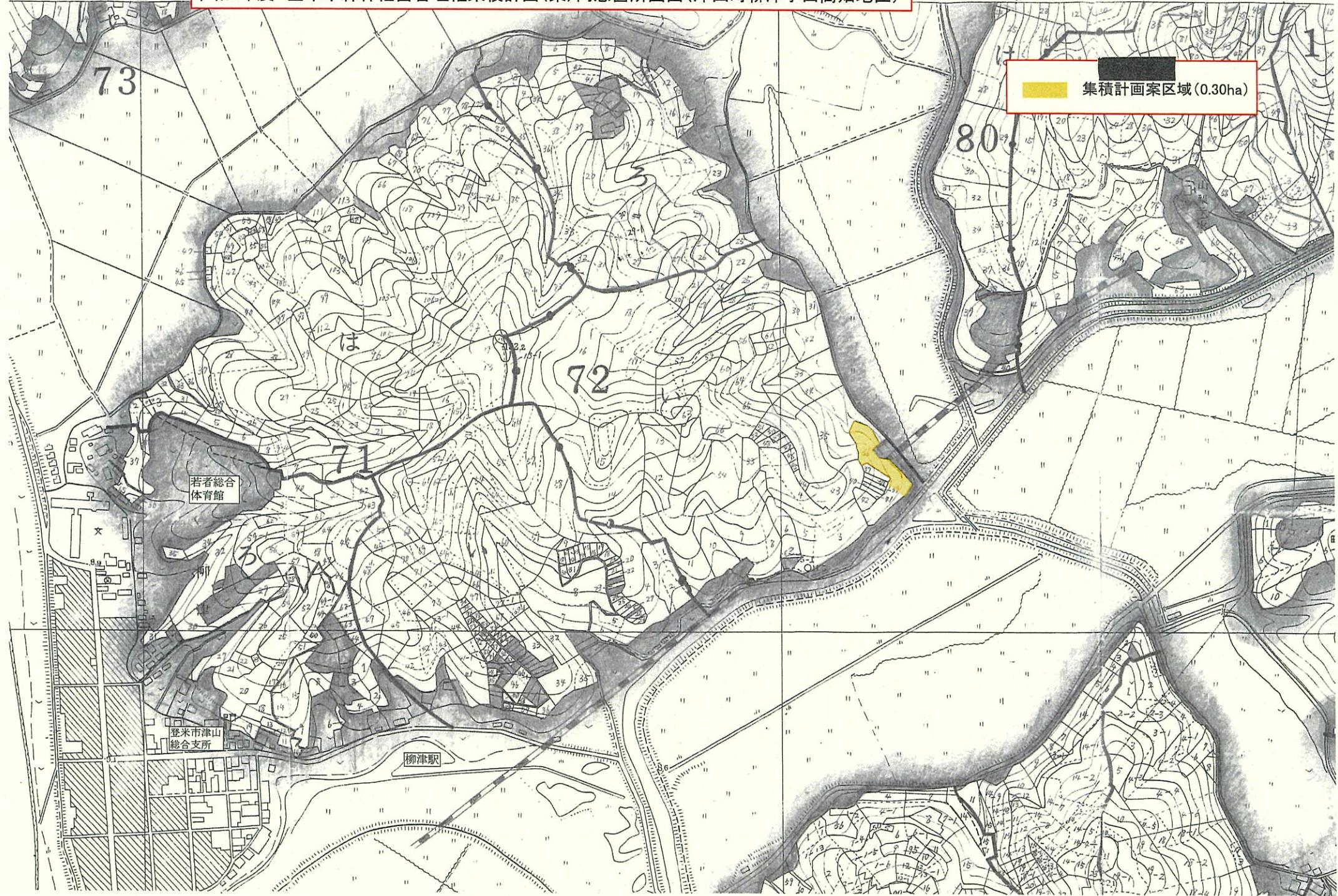
( 2 ) 共有者不明又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

( 3 ) (A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。なお、当該經營管理権登記申請の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

( 4 ) (A)欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。

( 5 ) (B)欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

令和3年度 登米市森林經營管理権集積計画(案)同意箇所図面(津山町柳津字田高畠地区)



## 經營管理權集積計画

## 1 個別事項

この計画に同意する

### 権利の設定を受ける市町村（乙）

登米市長 熊谷成慶

#### 住 所 (同上)

宮城県登米市迫町佐羽字由江2丁目6番地

### 権利の設定する森林の森林所有者（甲）

住 所 (同上)

自序

- (記載注意) ( 1 ) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合は、別葉とすること。

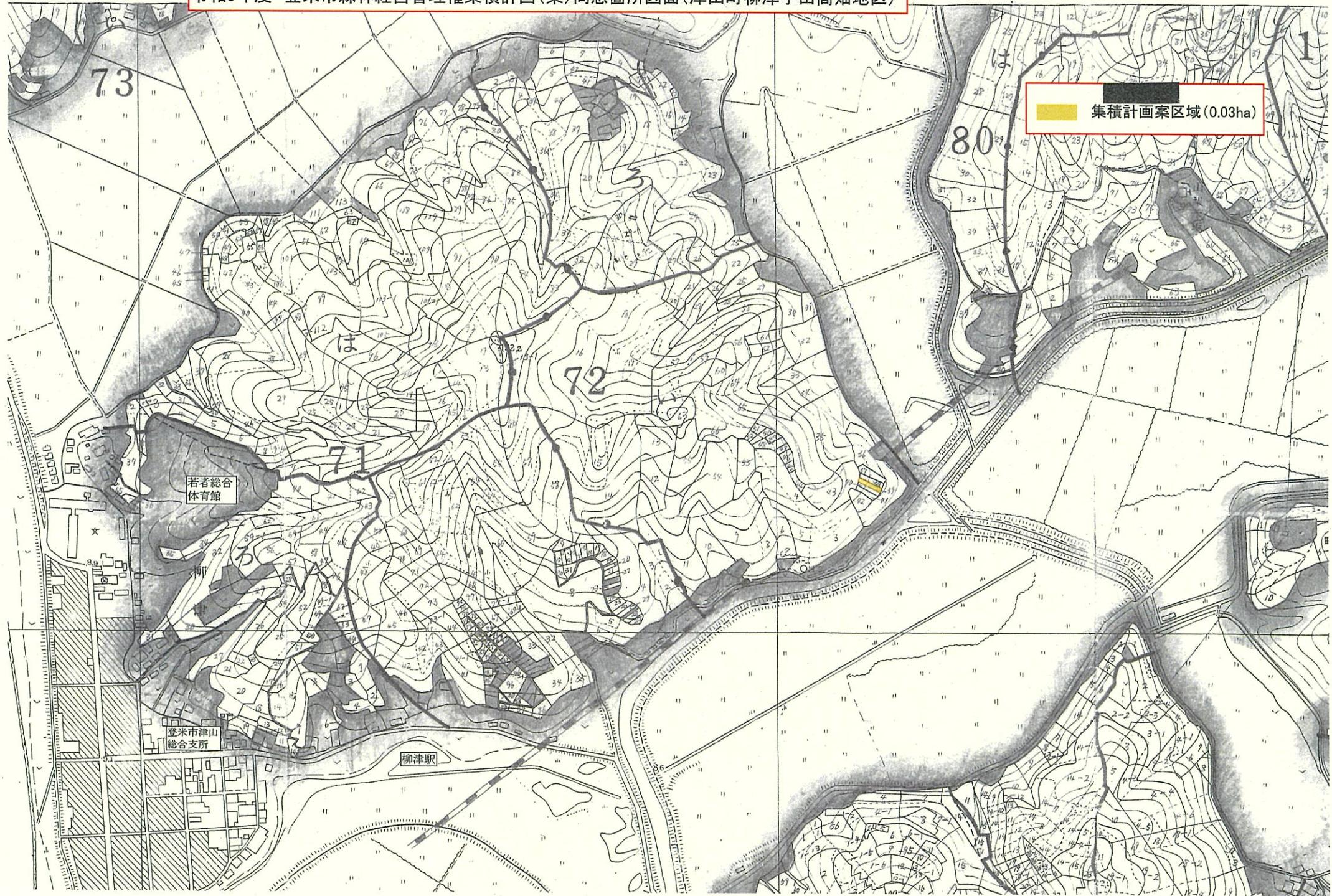
( 2 ) 共有者不明又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

( 3 ) (A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付とともに、備考欄にその旨を記載すること。

( 4 ) (A)欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。

( 5 ) (B)欄は「〇年」又は「〇〇年〇月〇〇日まで」と記載すること。

令和3年度 登米市森林經營管理権集積計画(案)同意箇所図面(津山町柳津字田高畠地区)



# 経営管理権集積計画

1 個別專項

- (記載注意) ( 1 ) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合は、別葉とすること。

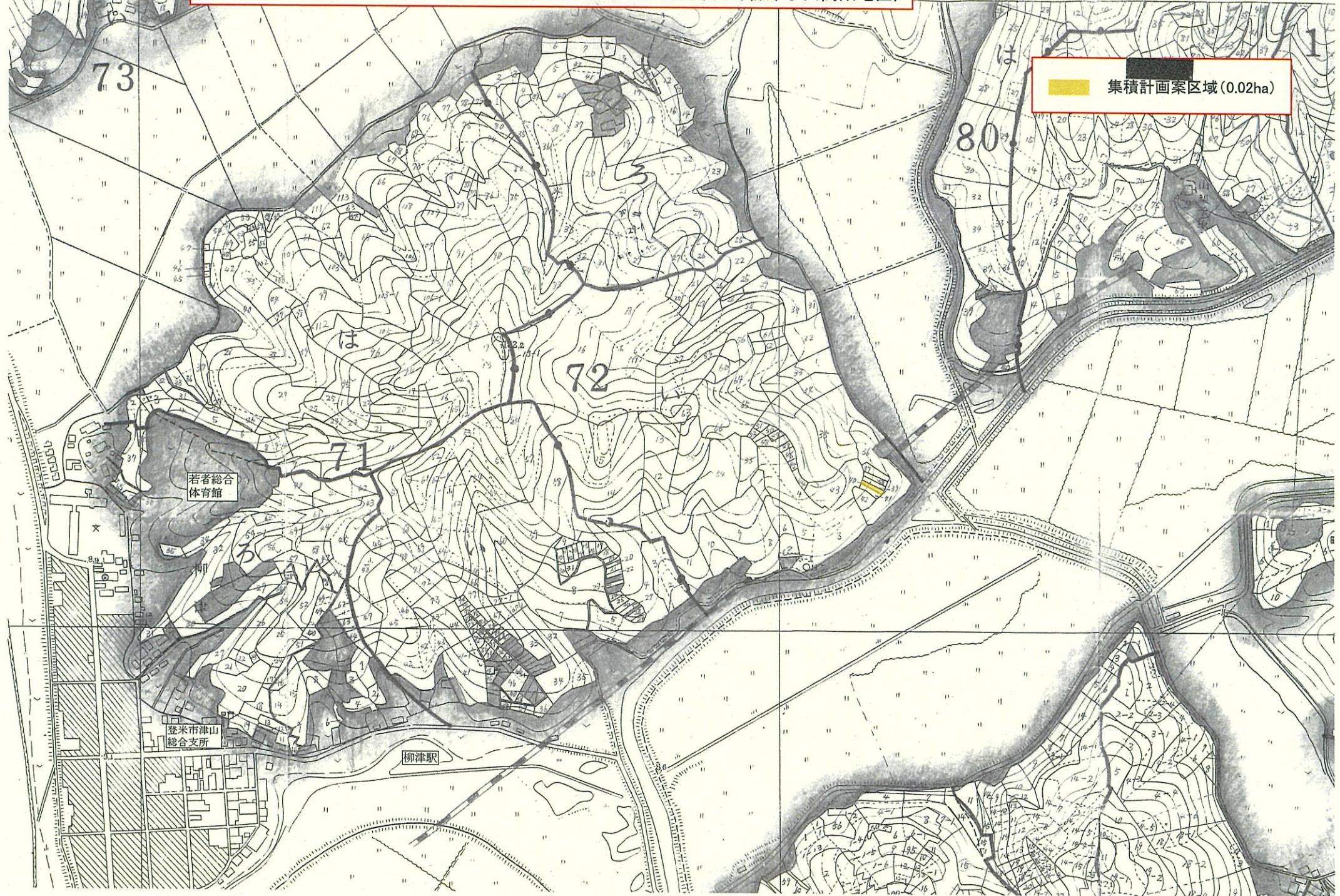
( 2 ) 共有者不明又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

( 3 ) (A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権兼用計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付とともに、備考欄にその旨を記載すること。

( 4 ) (A)欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。

( 5 ) (B)欄は、「〇〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

令和3年度 登米市森林經營管理権集積計画(案)同意箇所図面(津山町柳津字田高畑地区)



經營管理權集積計画

1 個別事項

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙） 磐梯市長、権公成

住 廉 (原上) 宋林昌黎先生詩集卷之二十一

### 権利の設定する森林の森林所有者（用

### 住 所 (同上)

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理地を設定する者が異なる場合は、別紙に記入。

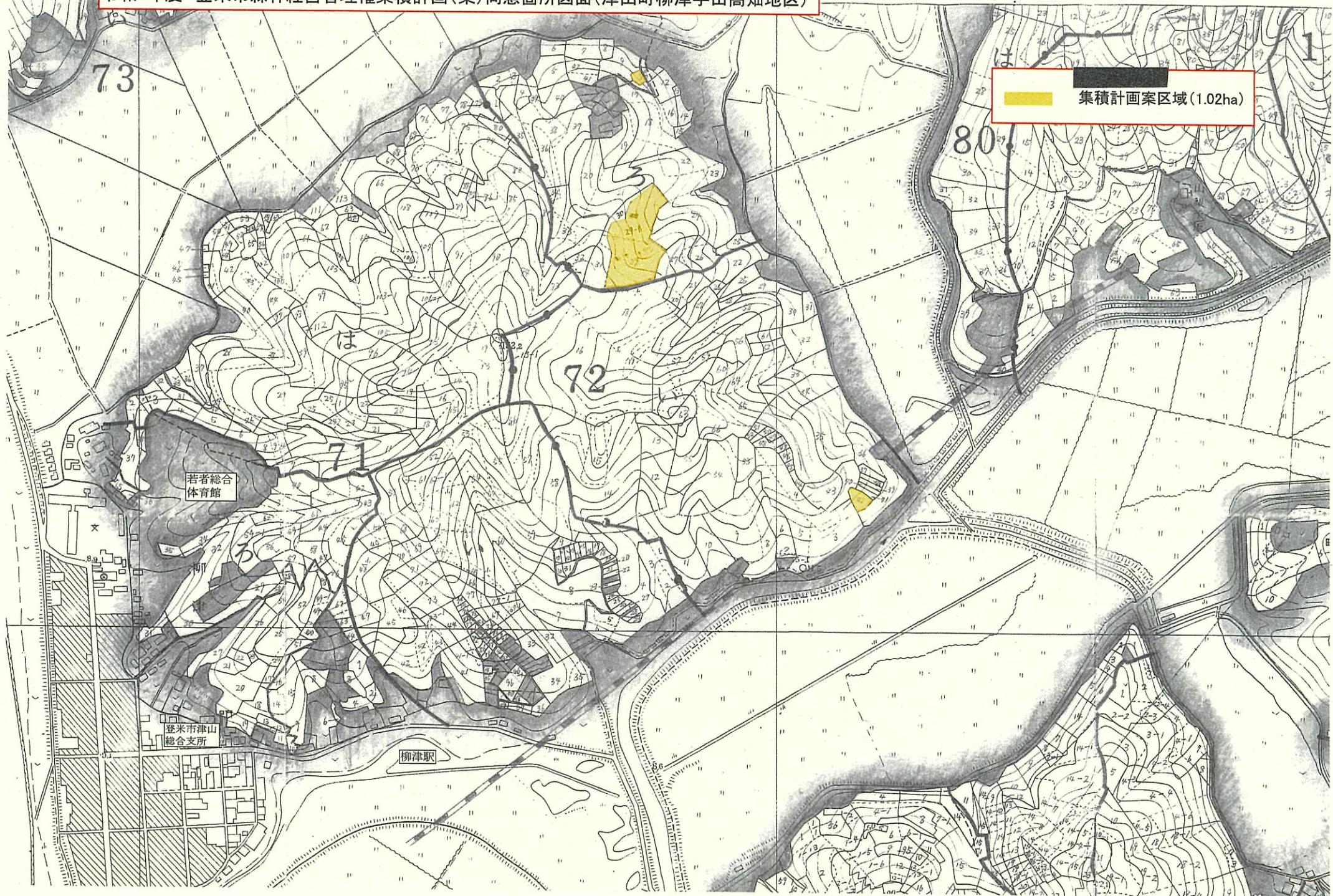
2) 共有者不明又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者との間で別途契約を結ぶこと。

( 3 ) (A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。なお、当該經營管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について經營管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付とともに、備考欄にその旨を記載すること。

(4) (A)欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿に異なる場合は、(A)欄を下記の改変基準によって改めることとする。

(5) (B)欄は、「〇年又は〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

令和3年度 登米市森林經營管理権集積計画(案)同意箇所図面(津山町柳津字田高畠地区)



# 経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	84	経営管理権の設定を受ける市町村 (名称) (乙)	登米市長 熊谷 盛廣						(所在地) 宮城県登米市迫町佐沼字中江2丁目6番地1												
		経営管理権の設定する森林の森林 (氏名又は名称) 所有者(甲)							(住所又は所在地) [REDACTED]												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																					
番号	所 在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権 の開始	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づ いて行われる經營 管理の内容(C)	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考									
1	津山町柳津字黄牛田高畑	5-138	72 イ 45 0	山林	0.02	スギ	48	公告の日より	2032.3.31	・乙は存続期間中に間伐を1回以上実施する事により林内環境整備を図るものとする。 なお、施業の実施にあたっては現畔や沢筋における不必要な伐採は控え、生物多様性に配慮するものとする。	・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売の収益はこのものとする。 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付与する場合における保険料は除くものとする。	・乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。									
										0.02											
<p>この計画に同意する</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 33%;">権利の設定を受ける市町村 (乙)</td> <td style="width: 33%;">登米市長 熊谷盛廣</td> <td style="width: 33%;">住 所 (同上)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>宮城県登米市迫町佐沼字中江2丁目6番地1</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>権利の設定する森林の森林所有者 (甲), [REDACTED]</p> <p>自署</p> </td> </tr> </table>													権利の設定を受ける市町村 (乙)	登米市長 熊谷盛廣	住 所 (同上)			宮城県登米市迫町佐沼字中江2丁目6番地1	<p>権利の設定する森林の森林所有者 (甲), [REDACTED]</p> <p>自署</p>		
権利の設定を受ける市町村 (乙)	登米市長 熊谷盛廣	住 所 (同上)																			
		宮城県登米市迫町佐沼字中江2丁目6番地1																			
<p>権利の設定する森林の森林所有者 (甲), [REDACTED]</p> <p>自署</p>																					

- (記載注意) ( 1 ) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合は、別葉とすること。
- ( 2 ) 共有者不明又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- ( 3 ) (A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- ( 4 ) (A)欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。
- ( 5 ) (B)欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

令和3年度 登米市森林經營管理権集積計画(案)同意箇所図面(津山町柳津字田高畑地区)

